

1段階 履修番号（5）例題とポイント

<交差点などの通行・踏切>

<練習問題>

- ① 一方通行の道路から右折するときは、あらかじめ道路の中央により交差点の中心のすぐ内側を徐行する。（ヒント 下記1-②参照）
- ② 交差点に先に入った右折車は、直進車や左折車に優先して通行することができる。（ヒント 下記1-④参照）
- ③ 車の内輪差は、小型車より大型車のほうが大きい。（ヒント 下記2-ワンポイント参照）
- ④ 交差する道路が優先道路であるときやその道幅があきらかに広いときは、必ず一時停止して、交差する道路を通行する車の進行を妨げてはならない。（ヒント 下記3-①参照）
- ⑤ 交通整理の行われていない交差点で、道路の道幅が同じような道路の交差点では、右方からの車の進行を妨げてはならない。（ヒント 下記3-②参照）

1. 交差点の通行方法 教本P66～71

- ① 左折の方法・・・車は左折しようとする場合は、あらかじめできるだけ道路の左端に寄り、交差点の側端にそって徐行しなければならない。

重要

- ② 右折の方法

(対面通行)

あらかじめできるだけ道路の中央に寄り
交差点の中心のすぐ内側を徐行しながら
通行しなければならない。

(一方通行)

あらかじめ、道路の右端に寄り、
交差点の中心の内側を徐行しながら
通行しなければならない。

重要

- ③ 原動機付自転車の右折方法

<二段階の右折> 信号機により交通整理が行われている交差点で次のような交差点では二段階右折をしなければならない。



- ・ 標識によって指定されている交差点
- ・ 左側部分に3つ以上の車両通行帯（車線）がある道路

<小回りの右折> 次のような交差点では、自動車と同じ方法（小回り）で右折しなければなりません。



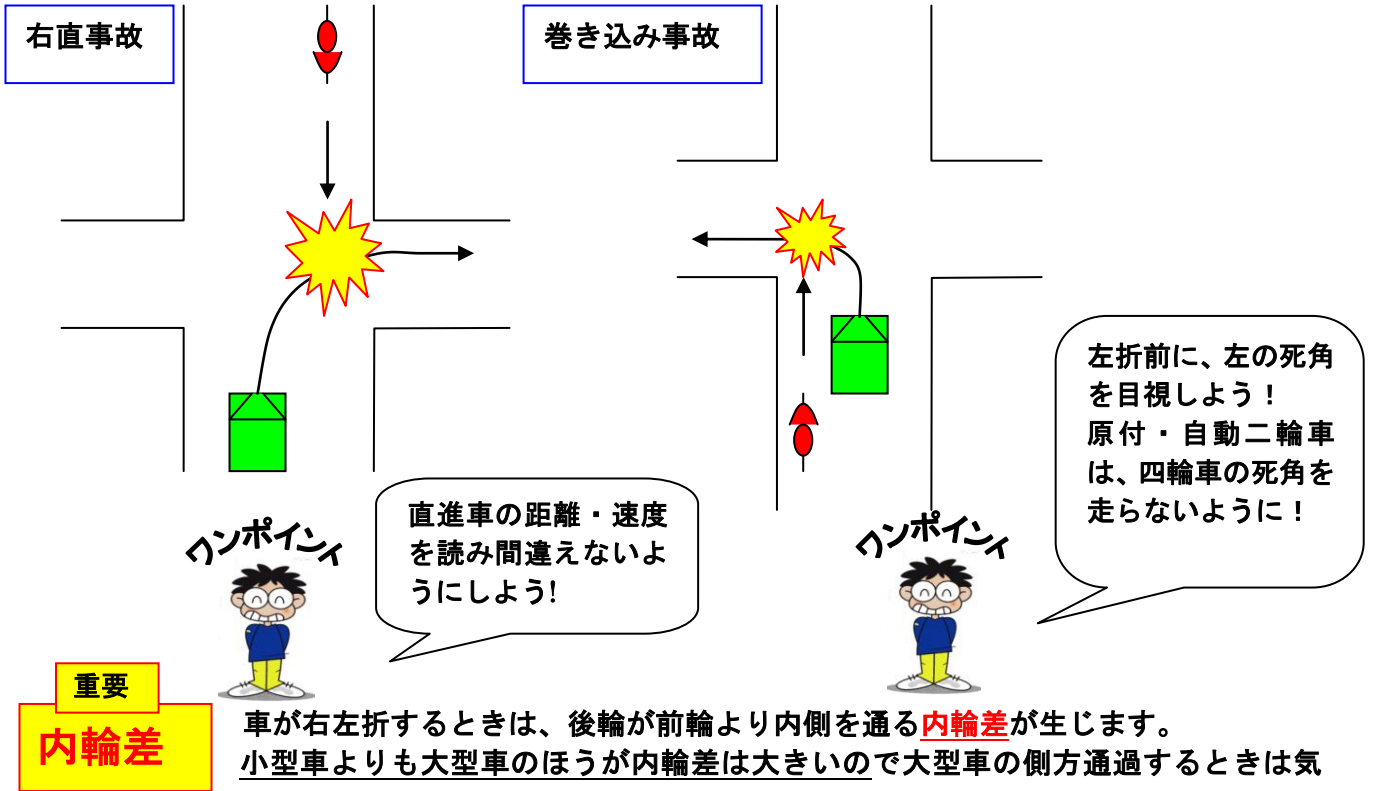
- ・ 交通整理の行われていない交差点
- ・ 「右折方法小回り」の標識があるとき
- ・ 左側部分が2つ以下の車両通行帯（車線）の道路

- ④ 右折車の、直進・左折車に対する進行妨害の禁止・・・右折しようとするときに自分の方が先に交差点に入っている場合、直進車や左折車がある時はその進行を妨げてはならない。
- ⑤ 信号機のある交差点では必ずしも徐行する必要はありません。ただし速度は控えめに！

出来る限り安全な速度と方法で
進行する！！

2. 交差点を通行するときの注意 教本P72

交差点は道路と道路が交わる部分なのでいちばん事故の起こりやすい場所です。(全体の交通事故の約50～60%が交差点とその付近で起きています。)



3. 交通整理が行われていない交差点の通行方法 教本P73～P74

信号機のない交差点

- ① 交差する道路が優先道路（優先道路の標識や、交差点の中まで中央線がある）や道幅があきらかに広いときは、徐行するとともに交差する道路の進行を妨げてはならない。
- ② **道幅が同じような道路では、左方から来る車の進行を妨げてはならない。(左方優先)**
- ③ 道幅が同じような道路で路面電車が進行しているときは、その進行を妨げてはならない。
- ④ 「一時停止」の標識がある時は停止線の直前で一時停止をし、交差する道路の進行を妨げてはならない。(進行方向に赤色の点滅信号があるときも同じです。)

4. 踏切の通過方法など・・・三大原則 教本P75～80

列車はレールに沿って走行するものであるため、危険があってもレールを外れて進路を変えられません。踏切での事故は、死亡・重傷事故につながります。次のことを守りましょう！

- ① **止まれ**・・・踏切の直前で停止（踏切に信号機がある場合は信号に従って通過できる。）
- ② **見よ**・・・左右から来る列車の確認
- ③ **聞け**・・・窓を開けて警報機の音や列車の音を聞く

踏切上での故障時などの措置・・・踏切支障報知装置（非常ボタン）を押し発炎筒などを使って、列車運転者にわかるように早く合図する。

万一、踏切内でしゃ断機が降りてしまったら・・・迷わずしゃ断機を押しかけて脱出する。